



長野県報

9月24日(金)
令和3年
(2021年)
第240号

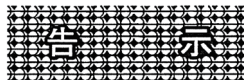
目次

告示

長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・IT振興課）	1
公共測量の実施（9件）（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公告

随意契約の相手方の決定（感染症対策課）	5
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	6
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	6



長野県告示第501号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

長野市篠ノ井杵淵字胴合2番1、2番5、2番11、2番12、6番1、6番2、6番3、6番4、6番5、6番6、6番7、6番8、6番9、6番10、6番11、6番12、6番13、6番14、6番15、6番16、6番17、7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、7番10、8番1、8番2、8番3、8番4、9番1、9番2、10番1、11番1、11番2、11番3、11番4、11番7、字河原新田1106番1、1106番3、1107番、1108番、1109番、1110番1、1110番2、1111番1、1111番2、1112番、1113番1、1126番1、1126番4、1127番1、1127番2、1128番、1129番1、1129番2、1130番、1131番、1132番、1133番、1134番1、1152番1、1153番1、1154番1、1155番1、1156番1、1158番1、1160番1、1161番1、1162番1、篠ノ井西寺尾字赤川2327番1、2327番4、2338番1、2338番2、2338番3、2339番1、2339番2、2339番3、2339番4及び2339番5

産業立地・IT振興課

長野県告示第502号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基準点測量
- 作業期間
令和3年9月27日から令和3年11月30日まで
- 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第503号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和3年9月13日から令和4年1月28日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第504号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和3年9月13日から令和3年12月24日まで
- 3 作業地域
松本市、大町市

建設政策課

長野県告示第505号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年8月31日から令和4年1月12日まで
- 3 作業地域
下高井郡木島平村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第506号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年9月16日から令和3年12月6日まで
- 3 作業地域
下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第507号

長野県砂防課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年9月8日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域
伊那市、上伊那郡辰野町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡中川村、上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第508号

長野県砂防課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
数値地形図データ（地図情報レベル1000）
- 2 作業期間
令和3年8月6日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域
岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村

建設政策課

長野県告示第509号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点【10B65】移設）
- 2 作業期間
令和3年8月23日から令和3年11月24日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第510号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（縮小編集）
- 2 作業期間
令和3年9月1日から令和4年1月20日まで
- 3 作業地域
安曇野市

建設政策課

長野県安曇野建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年9月24日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 田多井中萱豊科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市三郷温7001番の2地先から 安曇野市三郷温7010番の3地先まで	旧	m 9.2～29.6	Km 0.2000
同 上	新	9.2～29.6	0.2000

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中堀一日市場停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市三郷温6893番の14地先から 安曇野市三郷温6903番の1地先まで	旧	m 8.5～9.7	Km 0.1385
同 上	新	12.3～18.3	0.1385

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年9月24日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字旭字南俣1170番の2地先から 飯山市大字旭字南俣1170番の2地先まで	旧	m 17.5 ~ 21.8	Km 0.0470
同 上	新	21.0 ~ 25.0	0.0470

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年9月24日

長野県北信建設事務所長 丸 山 進

- 1 路線名 飯山斑尾新井線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字旭字南俣1170番の2地先から
飯山市大字旭字南俣1170番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年9月24日

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和3年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
新型コロナウイルス抗原簡易キット 150,000 テスト
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県健康福祉部感染症対策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年9月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名 称 株式会社上條器械店
 - (2) 所在地 松本市中央1-4-7
- 5 契約金額
1テスト当たりの単価 900円×110 / 100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号